



# 消費税

**申告** は後でも、今から **準備** が必要です

売上高が1,000万を超えたら消費税の課税事業者です。未提出の方は速やかに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

平成15年分の売上高が1,000万円を超えている個人の方は  
平成17年分消費税の課税事業者です。

該当の方は  
簡易課税制度を

※平成16年分の課税売上高が1,000万円を超えたなら平成18年分消費税の課税事業者です。

選択します（簡易課税）  
平成17年12月31日までに  
「課税事業者届出書」を提出してください。

選択しません（一般課税）  
帳簿・請求書等の保存がないと仕入れや  
経費支払際の消費税分を控除できません。

18年3月まで

適正な記帳等に基づく平成17年分消費税の申告と納税

## 簡易課税とは

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売り上げに係る消費税額} - \left[ \text{課税売り上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right] \quad \text{※みなし仕入率は業種により異なります}$$

(例) 課税売上高1,000万円の小売業者の場合

$$\text{納付税額} = 1,000 \text{万円} \times 5\% - [1,000 \text{万円} \times 5\% \times 80\%] = 10 \text{万円}$$

※簡易課税制度では、みなし仕入率により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。なお、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

## 一般課税とは

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税売り上げに係る消費税額} - \left[ \text{課税仕入等に係る消費税額 (実額)} \right]$$

(例) 課税売上高1,000万円、課税仕入高800万円の場合

$$\text{納付税額} = 1,000 \text{万円} \times 5\% - [800 \text{万円} \times 5\%] = 10 \text{万円}$$

問合せ 銚子税務署 ☎0479-22-1571

## 税に関する作品展・税の無料相談の開催日程

会場等 行事等	ショッピングセンター サンモール 1階 タワーコート (旭市)		八日市場市立公民館 1階 エンストランス ホール及び小会議室	
	開催日	時間	開催日	時間
中学生の税に関する作文展等	11月11日(金)~ 11月13日(日)	午前10時~ 午後8時	11月18日(金)~ 11月20日(日)	午前9時~ 午後8時
税理士会銚子支部による税の無料相談	11月12日(土)	午前10時30分~ 午後4時	11月19日(土)	午前10時30分~ 午後4時

## 所得税青色決算説明会・消費税等説明会のご案内

開催日及び会場	時間及び説明事項
12月1日(木) 八日市場市民ふれあいセンター	各会場とも同じ日程です。 【午前の部】 9時30分~10時45分 農業所得の所得税青色申告決算書作成等 10時45分~12時 農業所得の消費税関係
12月5日(月) 旭市働く婦人の家	【午後の部】 1時30分~2時45分 事業所得・不動産所得の所得税青色申告決算書作成等 2時45分~4時 事業所得・不動産所得消費税関係
12月6日(火) 銚子市青少年文化会館	4時~4時30分 年末調整の仕方

問合せ 銚子税務署 ☎0479-22-1571

「税を考える週間」  
国税庁では、11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、各種の広報・広聴活動を行っています。

## 納期限

11月30日(水)は、固定資産税第4期分、国民健康保険税第5期分、介護保険料第5期分の納期限です。納め忘れのないようお早めに。